

就 任 承 諾 書

1430年8月30日

一般財團法人都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名

私は、指定活用団体に指定された後の一般財團法人都大阪休眠預金等活用団体の理事として、一般財團法人設立時から引き続いて就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

平成 30年9月10日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名

私は、指定活用団体に指定された後的一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の理事として、一般財団法人設立時から引き続いて就任することを承諾します。

※記入上の注意点

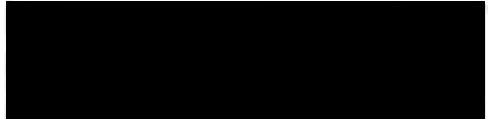
- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

2018年 9月 12日

般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後的一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の理事として、一般財団法人設立時から引き続いて就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

平成 30 年 8 月 21 日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



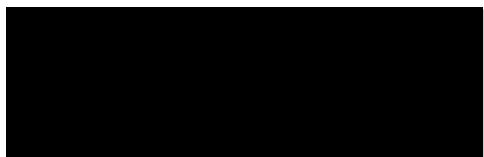
私は、指定活用団体に指定された後的一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の監事として、一般財団法人設立時から引き続いで就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年8月21日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の監事として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年9月28日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

[REDACTED]
[REDACTED]
理事長
[REDACTED]

私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の会計監査人として、当該指定された日を停止条件として変更された定款に基づき会計監査人の登記をした日に就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成28年9月14日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名
[REDACTED]

私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、一般財団法人設立時から引き続いて就任することを承諾します。

※記入上の注意点

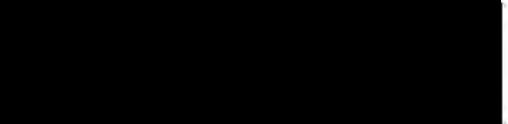
- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

30年9月1日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、一般財団法人設立時から引き続いて就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

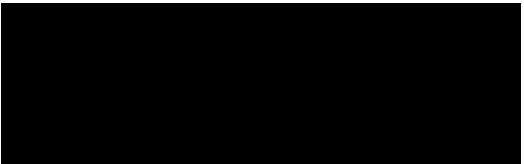
(別紙様式5)

就 任 承 諾 書

平成30年 8月24日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の
評議員として、一般財団法人設立時から引き続いで就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年8月10日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名
[REDACTED]

私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年8月29日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名
[REDACTED]

私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

H30年9月3日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名

私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合意的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

平成30年9月3日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

2018年9月7日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名

私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があつたものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

平成30年 8月20日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名
[REDACTED]

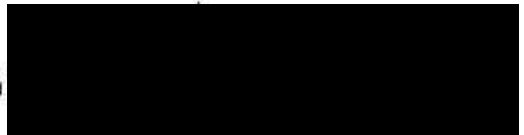
私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

30年8月24日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

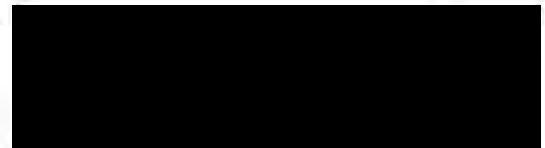
- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就任承諾書

2018年8月24日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



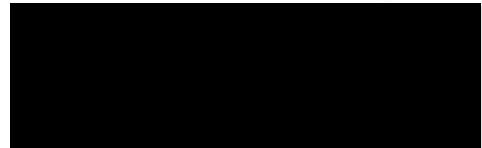
私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

2018年9月26日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

30年9月19日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名
[REDACTED]

私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

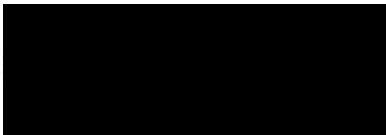
- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

平成30年8月24日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の評議員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

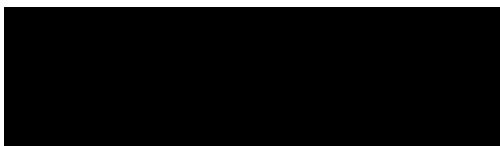
- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

平成30年9月13日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後的一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成30年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

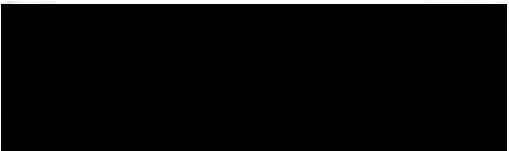
- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記申告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

就 任 承 諾 書

平成30年9月13日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成30年1月1日から就任することを承諾します。

※記入上の注意点

- 氏名は、本人が自署すること。
- 上記は記載例ですが、就任の意思及び時期を確認していることが必要です。
- 指定活用団体に指定された後に、合理的な理由がなく、就任予定者が上記中告どおり就任せず又は就任後に相当の期間を経ずに辞職した場合には、虚偽の指定申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。

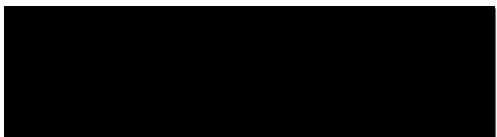
(別紙様式5)

就 任 承 諾 書

平成30年9月25日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年9月25日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

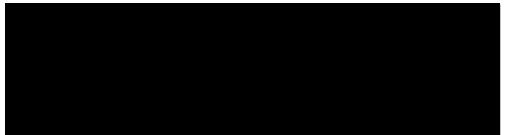
(別紙様式5)

就 任 承 諾 書

平成30年9月25日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



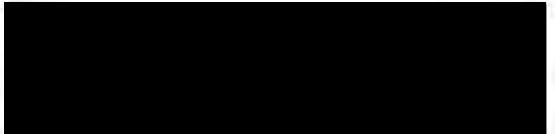
私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年9月25日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



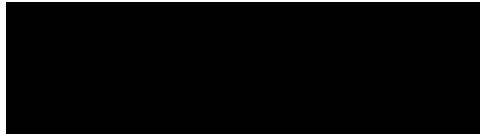
私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年9月25日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



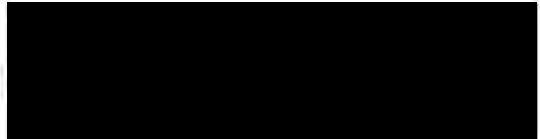
私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。

就 任 承 諾 書

平成30年9月25日

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体 殿

氏名



私は、指定活用団体に指定された後の一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の職員として、平成31年1月1日から就任することを承諾します。